

(別紙様式1)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 山形県
農業委員会名： 川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成28年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,344
自給的農家数	266
販売農家数	1,078
主業農家数	286
準主業農家数	299
副業的農家数	493

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,641
女性	669
40代以下	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	351
基本構想水準到達者	35
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	20
特定農業団体	0
集落営農組織	20

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,565	545				5,110
経営耕地面積	4,311	139		18		4,450
遊休農地面積	1	6	4	2		7
農地台帳面積	4,690	528	525	3		5,218

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 3 月 1 8 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数	16	16	1	1	1	3	22
認定農業者	—	14	1	1	1		3
女性	—					2	2
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,110ha	2, 567ha	50.20%
課 題	高齢化が進む中で農地の移動は加速傾向にあるが、米価の低迷等による経営悪化に伴い、借り手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2, 700 ha (うち新規集積面積 100 ha)
	目標設定の考え方: 農地中間管理機構を通じた農地移動の見込み
活動計画	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 9月、11月、1月の「人・農地プランの町検討会」開催 10月、12月、2月集積に向けて取組む。(農地中間管理事業)

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	25年度新規参入者数	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	0 経営体	1 経営体	5 経営体
課 題	権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は、下限面積50アール要件を満たす必要があり、営農計画等の充実が必要である。		

- ※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	3 経営体
活動計画	通年 相談体制を充実させ、新規参入に向け支援を行う。

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5, 112. 1ha	6. 8ha	0.13%
課 題	農地パトロールの徹底及び遊休農地所有者への指導の徹底を図る必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha			
	目標設定の考え方:草刈り、抜根等により耕作が可能な土地は直ちに解消を促進する。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		26人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	町内全域を調査区域とし、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を行う。その他の地域は道路からの目視による巡回調査を行い、遊休化している場合は、その状況を詳しく確認し、写真を撮り地図に記録する。調査区域を7地区に区切り、地区担当農業委員により調査を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	11月～12月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5, 110ha	0ha
課 題	違反転用につながる残土等の不法投棄、目の届きにくい場所を監視する必要がある	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の活動計画

活動計画	8月～9月 全域を調査する農地パトロールに併せて、違反転用の早期発見、未然防止を図る
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入